

# 統合認証・プロファイル管理システム借上げ仕様書

本仕様書は、統合認証・プロファイル管理システム借上げについて定めたものである。

## 1. 件名

統合認証・プロファイル管理システム借上げ

## 2. 目的

統合認証・プロファイル管理システムは、庁内の情報端末において、ユーザの認証及びアクセス権限を管理し、デスクトップやダウンロードフォルダ等個人の設定をサーバ側で安全に管理するためのシステムであり、庁内のどの端末からでも安全かつ、普段どおりの環境で作業を行うことができるものである。

現行システムは、平成 29 年の導入から 8 年以上が経過し、再リース中であるが、機器の老朽化およびソフトウェアのサポート終了に伴い、次年度以降の再リース継続が不可能となっている。

そのため、新たな統合認証・プロファイル管理システムを導入し、庁内の情報端末を安全かつ、便利に利用する環境を維持することを目的とする。

## 3. 対象機能

本契約の対象機能は、以下のとおりとする。

No.	対象機能	主な機能	備考
1	統合認証機能およびネットワークポリシー機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Active Directory (AD)によるユーザ、コンピュータ、パスワードポリシーの一元管理。</li> <li>・グループポリシー (GPO)を用いた全庁端末のセキュリティ統制。</li> <li>・ネットワークポリシーサーバ (NPS)による、庁内 Wi-Fi 等ネットワーク機器の RADIUS 認証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows Server 2025 Standard を採用し、3 台構成で構築すること。ただし「6. ハードウェアおよびシステム構成要件」に記載のスペックのサーバ 3 台構成と同等以上の処理速度、冗長性を実現できる場合に限り、当市と協議の上、台数及び構成を変更できるものとする。</li> </ul>
2	プロファイル管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ固有のデスクトップ環境、各種アプリケーション設定等のサーバ側での保持および一元管理。</li> <li>・端末ログオン／ログオフ時のプロファイルデータの自動同期処理。</li> <li>・ログオンストーム対策を目的としたプロファイル同期の最適化 (巨大フォルダやキャッシュ領域の同期除外)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動ユーザープロファイル機能により実装すること。</li> <li>・ログオン遅延を防ぐため、実効 4TB 以上のオールフラッシュ (RAID10 または RAID6)環境で構築すること。</li> <li>・ WindowsServer2025 Standard を採用し、2台構成で構築すること。ただし「6. ハードウェアおよびシステム構成要件」に記載のスペックのサーバ 2 台構成と同等以上の処理速度、冗長性を実現できる場合に限り、当市と協議の上、台数及び構成を変更できるものとする。</li> </ul>

No.	対象機能	主な機能	備考
3	システム移行および冗長・同期機能 (統合認証・RADIUS サーバ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規ハードウェアへのスイング移行、およびIPアドレス継承(IPスワップ)の実施。</li> <li>・複数サーバ間での、認証情報およびグループポリシー等のディレクトリデータの自動同期(レプリケーション)。</li> <li>・1台の障害時においても、他サーバで認証を継続できる冗長構成の維持すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WiFi 認証用に、証明書発行サービス(AD CS)の機能追加。</li> </ul>
4	システム移行および冗長構成(プロファイル管理サーバ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サーバの設定及び各職員のプロファイル情報を引き継ぐこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冗長構成は不要。</li> </ul>
5	システム運用・保守機能(統合認証・RADIUS サーバ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムリソース、イベントログ等の取得</li> <li>・サーバの定期的なバックアップの取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータは、別途NAS に保存する等、各サーバに障害が発生しても影響が出ない仕組みを導入すること。</li> <li>・構築後の設定変更等の運用は市側で実施する。</li> <li>・プロファイル管理サーバについては、バックアップの取得不要。</li> </ul>

#### 4. 業務範囲

- システムの構築・移行・試験及び借上げ。
- システムを本市職員用端末から利用するためのネットワーク設定。
- ハードウェアの保守。
- システム構築等に係る本市との会議の実施および議事録の作成。

- システムの構築・移行・試験に係る計画の作成。
- システムに必要なハードウェア、ソフトウェア、ライセンス等の調達。
- 上記作業に係る進捗管理及び成果物の提出。

## 5. システム要件

- システムの構築場所は、オンプレミス、データセンターでのハウジングのいずれかとする。
- システムに係る機能要件は別紙1「機能要件一覧」のとおりとする。
- 他、仕様書に無い要件がある場合は、当市と協議し、対応を決めること。

## 6. ハードウェアおよびシステム構成要件

本調達において提供される各ハードウェアは、最大 1,100 名の接続時における高いレスポンス性能を保証するとともに、リース期間(60 ヶ月)および再リース期間(24 ヶ月)を見据えた計 7 年間の安定稼働に耐えうるエンタープライズ向けの仕様とすること。

※再リース期間に係る契約については、複数年度にまたがる契約の締結は行わず、契約の始期にかかわらず当該年度の末日(3月31日)を終期として契約を分割すること。

### ● 全サーバ共通要件

- (1) 形状等:19 インチラックマウント型とし、ラック搭載に必要なレールキット等を付属すること。
- (2) 電源:冗長化電源を搭載すること。
- (3) ディスクおよび RAID 構成:
  - ◇ すべてのサーバにハードウェア RAID コントローラを搭載すること。
  - ◇ 搭載するディスクはすべて、サーバ・データセンター向けの高耐久 SSD (エンタープライズ SSD)を採用すること
- (4) 保守サポート: 契約期間中(最大 7 年間)、ベンダーによるハードウェアのオンサイト保守(翌営業日対応以上)が受けられること。
- (5) Windows server に係る、職員端末分の CAL(クライアントアクセスライセンス)は当市で別途用意するため、新たに調達は不要。
- (6) 既存庁内端末との OS 互換性問題を回避するため、ダウングレードメディアキット付属の OS とすること。

### ● 統合認証・RADIUS サーバ

Active Directory ドメインサービス、DNS/DHCP、およびネットワークポリシーサーバー(NPS / RADIUS)として稼働するサーバ。

項目	要求仕様(以下の要件を満たす、または同等以上の性能)
----	----------------------------

	を有すること)
OS	Windows Server 2025 Standard
CPU	4 コア / ベースクロック 2.5GHz 以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ (OS 領域)	240GB 以上の SSD
ネットワーク	1000BASE-T(1Gbps) × 2 ポート以上 (チーミングによる冗長構成)※スイッチ等ネットワーク機器調達は本契約に含めない
UPS	無停電電源装置(Smart-UPS 等)および自動シャットダウンする仕組みを導入すること(他サーバと共用とすることも可)

- **プロファイル管理サーバ**

全職員のプロファイルデータ(移動プロファイル)を保持し、朝夕のログオンスタート時の高負荷な I/O 処理に耐えうるサーバ。

項目	要求仕様(以下の要件を満たす、または同等以上の性能を有すること)
OS	Windows Server 2025 Standard
CPU	4 コア / ベースクロック 2.5GHz 以上
メモリ	16GB 以上 (※ファイルサーバのキャッシュ領域として十分に確保すること)
ストレージ (OS 領域)	240GB 以上の SSD
ストレージ (データ領域)	・実効容量として 4TB 以上 を確保すること。 ・高いランダムアクセス性能(IOPS)と耐障害性を両立するため、RAID 10 または RAID 6 構成とすること。
ネットワーク	1000BASE-T(1Gbps) × 2 ポート以上 (チーミングによる冗長構成)※スイッチ等ネットワーク機器調達は本契約に含めない
UPS	無停電電源装置(Smart-UPS 等)および自動シャットダウンソフトを各台に付属すること。(他サーバと共用とすることも可)

- **バックアップ用 NAS**

統合認証サーバおよびプロファイルサーバにおける致命的なハードウェア障害等に備え、目標復旧時点(RPO)である「1 営業日前の状態」へシステム全体を迅速

に復元するためのイメージデータ等を安全に保持するストレージ。

項目	要求仕様(以下の要件を満たす、または同等以上の性能を有すること)
ストレージ (データ領域)	・実効容量として 16TB 以上 を確保すること。
UPS	無停電電源装置(Smart-UPS 等)および自動シャットダウンソフトを各台に付属すること。(他サーバと共用とすることも可)

## 7. ネットワーク環境

### 【各サーバ共通】

- 当市サーバ室でのオンプレミス以外でシステムを構築する場合に発生する、回線の導入費及び使用料等のランニングコストは、本契約の範囲に含むものとする。
- 接続に通信機器が必要になる場合は、通信設定のバックアップを保存し、障害発生時に速やかに復旧ができるよう手順を整備する。
- IP アドレス等必要な情報については、市側が払出を行う。
- FW等当市セキュリティシステムの許可設定が必要な場合は、市側が行う。
- 本契約の作業対象は、調達するサーバ機器に対するもののみとし、クライアント PC、通信機器等に必要な設定等について、市側で対応する。
- 当該システムに係るネットワーク構成図を作成すること。
- 当市の詳細なネットワーク構成は契約締結後、必要に応じて共有する。

### 【統合認証・RADIUS サーバ】

- IP スワップの実施  
庁内のクライアント PC、各種サーバ、複合機、ネットワーク機器等における「参照先 DNS サーバ」や「NTP サーバ」の設定変更作業が発生しないよう、次期 Active Directory サーバ(計 3 台)の各拠点への展開完了時において、現行サーバの IP アドレスおよびホスト名を新サーバへ継承させること。
- DNS/DHCP サービスの移行  
現行の AD サーバで稼働している DNS および DHCP のスコープ(配布 IP アドレスの範囲、除外設定、予約設定等)を、新サーバへ移行すること。
- 拡張性の考慮  
クラウド認証基盤(Azure AD / Entra ID 等)への連携対応を考慮した構成とすること。

### 【プロファイル管理サーバ】

- 移動プロファイルは 2 台で管理を行い、プロファイル管理サーバ間のデータ同期は、パフォーマンス低下を避けるため、行わない。

## 8. 規模

- 職員規模  
サーバにアクセスする職員用端末は、最大 1,100 台を想定し、十分に稼働できるリソースを確保したシステム構成とすること。
- 業務の場所  
システムを利用する端末は、庁内ネットワークに接続されている機器とする。詳細なネットワーク構成については、契約締結後、必要に応じて共有する。

## 9. システム構築期間と賃貸借期間

本借入契約に係る使用料は、システムの構築完了および検収後の「システム借上げ期間(60 ヶ月間)」においてのみ発生するものとする。なお、本稼働前のシステム構築・移行・テスト検証等に要する期間の使用料は発生しないものとする。

- 契約期間  
契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで
- システム構築期間  
契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで
- システム借上げ期間  
令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで(60ヶ月)  
※ハードウェア保守は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 5 年間継続すること。

## 10. 成果物

- システム一式
- 打合せごとの議事録
- 完成図書一式(ネットワーク構成図、ソフトウェア構成図等含む)
- ライセンス証書(ライセンスの調達が必要な場合のみ)  
※成果物は、原則として A4 版とし、パイプ式ファイルなどで製本すること。  
※電子データは、原則として Microsoft365(Word または Excel)を利用して作成し、DVD-R に格納すること。

## 11. 作業に伴う留意事項・会議体

- 作業場所  
本業務の履行は、市が指定又は承認した場所でのみ作業するものとする。
- 作業用 PC 及び使用機材等の負担  
システムの設定作業等に必要な機器及び使用資材については、本仕様書で定め

られているものを除き、全て受託者の負担とする。

- 本業務の進め方

- (1) 計画の策定

- 構築、テスト、研修等について、必要な期間を勘案し、全体計画を策定すること。また、これらの内容を変更する場合は、市と協議し、承認を得ること。

- (2) 進捗定例会

- 月に一度程度、当市と進捗定例会を開催し、全体計画に基づいた作業の進捗状況を報告し、作業に関する調整等を行うこと。

- 定期の報告以外にも必要時には、臨時報告(事由発生時)又は相談(随時)を、いずれも遅延なくかつ正確に行うこと。

- (3) 議事録の作成

- 会議の都度議事録を作成、市の承認を得ること。

## 12. ハードウェア保守要件

- ハードウェア保守対応時間

- 受付可能時間は、開庁日の9:00から17:00までとする。ただしシステム停止など緊急を要する場合は、協議の上決定するものとする。

- 問合せ方法

- 電話、電子メール、問合せフォーム、いずれかの手段での問合せが可能であること。

- 保守内容

- 障害発生時の切り分け調査への協力。

- 全てのサーバについて、システムに自然破損が生じた場合の修繕または代替機の提供など正常稼働できる状態への復旧すること。

- 事業者によるシステムのバージョンアップ対応(当市と協議し、影響が大きいものについて実施する)。

- 職員のシステム運用、システム利用に関する問い合わせ。

- 無停電電源装置(UPS)のバッテリー交換

- 保守期間中、UPS の自己診断機能によるバッテリー劣化のアラートが発報された場合、または定期点検等により受注者が交換を必要と判断した場合は、速やかに新品のバッテリーへの交換作業を実施すること。なお、交換に係る部品代、作業費、および使用済みバッテリーの回収・廃棄費用は保守費用に含めること。

## 13. システム性能

- サービスレベル(SLA)については、別紙2「非機能要件一覧」に記載の要件を満たすこと。

## 14. 留意事項

- 資料の貸与
  - (1) 本事業の履行に伴い、必要となる当市情報システムに関する資料やデータ等については、必要に応じて当市より貸与する。
  - (2) 貸与品について、返還の指示があった場合、本事業遂行上不要となった場合又は契約が終了したときは、すみやかに返還すること。
- 秘密保持
  - (1) 事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了または解除後も同様とする。成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を当市の許可なく第三者に閲覧、複写させ、貸与又は譲渡してはならない。
  - (2) 事業の遂行のために当市が提供した資料、データ等は本事業以外の目的で使用してはならない。
- 特許権等の帰属
  - (1) 事業遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下、あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
  - (2) 受託者は、(1)に基づき特許権等を保有することとなる場合、当市に対し、当市が契約に基づき新システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、新システムに、重要事項説明書において一定の第三者に使用せしめる旨を重要事項説明書に特掲されたソフトウェア(以下「特定ソフトウェア」という。)が含まれている場合は、重要事項説明書の掲載に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、特定ソフトウェアの使用許諾の対価は、本事業の範囲に含むものとする。
- 著作権の帰属
  - (1) 事業遂行の過程で生じた著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、当市又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属するものとする。
  - (2) 受託者は、新システムに係る著作物のうち自己が著作権を持つもの及び(1)に従って自己に帰属するものについて、当市に対し、当市が新システムを契約の条件に従って利用できるように利用許諾し、これについて著作者人格

権を行使しないものとする。なお、新システムに、特定ソフトウェアが含まれている場合は、重要事項説明書の掲載に従った第三者による当該ソフトウェアの利用についても同様とする。なお、特定ソフトウェアの使用許諾の対価は、本事業の範囲に含むものとする。

- (3) 新システムに係る著作物のうち第三者が著作権を持つものの権利関係については、当該権利者と本市との間の契約条件に従う。
- (4) システム運用によって蓄積されるデータの著作権、利用権、所有権は、本市に帰属する。

- 契約不適合責任

- (1) 本市へ引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(バグも含む。以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその契約不適合に関する補正を請求、又は損害の賠償を請求、若しくは補正とともに損害の賠償を請求することができる。補正する場合、不適合部分のみ修正することとし、不具合の改良のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更しないこと。
- (2) (1)において受託者が負うべき責任は、本市が行う検収に合格したことをもって免れるものではない。
- (3) (1)の規定による契約不適合を理由とした補正又は損害賠償の請求は、本市へ引渡しを受けた日から3年以内に、行わなければならない。
- (4) (3)の規定にかかわらず、成果物の契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から5年とする。
- (5) 本市は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、(1)の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する補正又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- (6) (1)の規定は、成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、本市の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 作業における注意事項

- (1) 受託者が本事業に関して本市施設内に入出入りする際は、事前に本市に対し連絡を行い指示に従うこと。また、施設内では名札を着用すること。
- (2) 本事業を通じて知り得た情報については、本事業の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。ただし、書面等により本市の承諾を受けている場合はこの限りではない。

- (3) 本事業に関連して、他の業者との打合せ等を行う場合には、事前に当市の承諾を得ること。また、打合せ等の終了後は、速やかにその内容を書面にて本市に報告すること。
- 契約にかかる注意事項
    - (1) 諸般の事情の変遷により、契約締結内容は当市と受託者合意の上、本仕様書に記載された内容を一部変更することができるものとする。
    - (2) 本仕様書に記載がない事項のうち、社会通念上、必要不可欠な事項と当市が判断するものについては、本事業の範囲内とする。
    - (3) 上記を除き、本仕様書に記載がない事項または疑義が発生した場合は、当市及び受託者の双方が協議の上、決定するものとする。
    - (4) 契約期間満了時には、本システムで使用した、記憶装置や記憶媒体は保有する全データを復元ができない方法で消去または廃棄すること。データの消去方法については、当市と協議の上決めること。また、消去・廃棄したデータ一覧表を作成して、当市に提出すること。なお、データ消去に伴う費用は本事業の範囲に含むものとする。
    - (5) 受託者は、当該契約の履行に当たり、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
    - (6) 受託者は、上記(5)により警察への通報等を行った場合には、速やか市にその内容を書面により報告すること。
    - (7) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。
    - (8) 本借上げ契約については、リース会社等を相手とする三者契約とすることも可能とする。ただし、三者契約の場合、リース会社も入札参加資格を有していること。また、入札書にその相手方の名称も記載すること。
    - (9) 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

## 15. 添付資料

- 別紙1 機能要件一覧
- 別紙2 非機能要件一覧

## 統合認証・RADIUSシステムおよびプロファイル管理システム

項番	分類	機能要件	備考
1	統合認証基盤(AD)	庁内ネットワークに接続する約1,100台のクライアント端末およびユーザー情報、グループポリシー(GPO)の一元管理ができること。	
2		サーバーOSには「Windows Server 2025 Standard」を採用し、3台間でディレクトリ情報のレプリケーション(同期)ができること。	
3		DNSおよびDHCP機能を提供し、既存環境(現行AD)からのIPアドレス払出スコープ等の設定移行が欠落なくできること。	
4	ネットワーク認証(RADIUS)	庁内無線LAN等のアクセス制御を行うため、ネットワークポリシーサーバー(NPS)によるRADIUS認証機能を提供できること。	
5		総務省のセキュリティガイドラインに準拠し、私物端末の不正接続を排除するため、電子証明書を用いた「EAP-TLS認証方式」に対応すること。	
6		プライベート認証局(AD CS)を構築し、GPOのオートエンロールメント機能等を用いて、クライアント端末への「証明書」および「Wi-Fiプロファイル」の自動配布ができること。	
7		1,100名の移動プロファイルを収容すること。	
8	プロファイル管理	サーバ間でのデータ同期(レプリケーション)は行わず、2台のプロファイルサーバへユーザーを割り当て、負荷を分散させる独立構成とすること。	
9		始業時のアクセス集中(ログオンストーム)に遅延なく耐えうるよう、データ領域は実効4TB以上のエンタープライズSSD(RAID 10 または RAID 6構成)を採用すること。	
10		グループポリシー(GPO)を用いて、AppData(Teamsキャッシュ等)やダウンロードフォルダを同期対象から除外する「プロファイル最適化」を行い、ネットワーク負荷を最小化すること。	GPOの除外設定は市側で行う。
11	移行要件	統合認証・RADIUSサーバは、新規ハードウェアへの「スイング移行」を実施したのち、現行サーバーのIPアドレスを新サーバーへ継承する「IPスワップ方式」を実施すること。これにより、クライアント端末やネットワーク機器側での設定変更作業を一切発生させないこと。	
12		現行プロファイルサーバーからのデータ移行(約1.3TB)にあたっては、NTFSアクセス許可(セキュリティ権限)やタイムスタンプを維持したまま複製し、業務停止時間を最小化する計画を立案・実行すること。	

## 統合認証およびプロフィール管理システム

項番	非機能要件	非機能要件詳細	備考
1	運用スケジュール(運用時間)	システム全体の運用時間は、24時間無停止で運用すること。ただし、計画停止は除くものとする。 なお、運用時間は、オンライン、バッチ、バックアップ等を含んだ「システムが稼動している時間帯」を指す。	
2	運用スケジュール(計画停止の有無)	運用スケジュールとして事前に組み込まれている場合に限り、計画停止の実施は有りとする	
3	可用性(冗長構成)	Active DirectoryおよびRADIUS(NPS)は3台間で冗長構成を組み、1台でネットワークやハードウェアの障害が発生した場合でも、他拠点への自動フェールオーバーにより認証が停止しないこと。	
4	RPO(目標復旧地点)(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1営業日前の時点までのデータ復旧を目標とすること(日次バックアップからの復旧)	
5	RTO(目標復旧時間)(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1営業日以内でのシステム復旧を目標とすること。 IaaS環境の障害復旧に時間がかかる場合はその限りではない。	
6	RLO(目標復旧レベル)(業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施すること。なお、影響を切り離せる業務がある場合、システム機能ごとに優先度を設けて復旧を実施すること。	
7	稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%を目標とすること。クラウド環境等の障害及びネットワーク接続障害に起因する場合及び計画停止時間はその限りではない。	
8	レスポンス	アクセス集中時(ログオンストーム時)においても、プロフィールの最適化およびフラッシュストレージ(RAID 10等)・広帯域ネットワークの活用により、著しいログオン遅延(数分以上の待機等)を発生させないこと。	
9	バックアップ利用範囲	障害発生時にRPOで定めた復旧時点まで回復できる範囲のバックアップを取得すること。	
10	バックアップ取得間隔	バックアップの取得間隔は、日次で取得すること。	
11	セキュリティ・監査要件	ドメインコントローラーおよびRADIUSサーバにおける特権IDの操作履歴、ログオン履歴等のセキュリティイベントログを取得し、ストレージ容量の許す範囲で長期間保存すること。	
12	拡張性要件	将来的なユーザー増やプロフィールデータの増加に備え、プロフィール管理サーバのデータ領域(実効4TB)について、ディスク追加等による柔軟な容量拡張が可能なハードウェア構成(RAIDコントローラ等)とすること。	
13	ログ監視	主要リソース(CPU、メモリ、ディスク空き容量)のログを取得し、異常の兆候を検知できる体制を備えること。	ログの分析は、市側で実施する。
14	時刻同期設定	時刻同期設定として、システム全体の時刻を、同一のネットワーク内の時刻同期サーバと同期すること。	
15	OS等パッチ適用タイミング	OS等のパッチについては、緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行うことを目標とする。	
16	保守契約(ハードウェア)の種類	オンプレミス等、物理ハードウェアを導入する場合の保守は、定額保守(オンサイト)とすること。	
17	順守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	南相馬市情報セキュリティポリシー、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を順守すること。	
18	構築時の制約条件	システム構築時には、以下の法令、ガイドライン等を遵守すること。 ・南相馬市情報セキュリティポリシー	
19	運用時の制約条件	システム運用時には、以下の法令、ガイドライン等を遵守すること。 ・南相馬市情報セキュリティポリシー	